

ミサイル防衛についての一考察（2）

わが国のミサイル防衛システムの迎撃能力の有効性への疑義

齋藤 直樹

An Observation on Missile Defense (2):
Questions on Effectiveness of Interception Potentials of Japan's Missile Defense System

SAITO Naoki

Abstract

This article is designed to deal with some questions on effectiveness of Japan's currently proceeding missile defense system by mainly examining various problems related to its interception potentials.

キーワード：Missile Defense System（ミサイル防衛システム）

はじめに

1. 初期配備の概要
2. ミサイル防衛システムの迎撃能力の有効性の検討
3. ミサイル防衛の利点への疑問
4. ブッシュ政権のミサイル迎撃実験結果
5. 湾岸戦争での PAC-2 の教訓
6. 同数対同数の状況
7. ノドン・ミサイルによる全面的攻撃の場合
8. 現実的評価の必要性
9. 起こりうる事態－熾烈な軍拡競争
10. ミサイル防衛システムへの説明責任の問題
結びにかえて - 「敵基地攻撃」の可否

はじめに

日本政府がミサイル防衛に重大な関心を抱く契機となったのは、1998年8月31日に日本列島上空を横断したテポドン1号ミサイルの発射実験であった。¹ この事態を重大視した小渕内閣は、将来の配備を念頭に98年12月にミサイル防衛に関する日米共同技術研究について閣議決定を行い、この閣議決定に従い、共同技術研究が開始された。² 他方、2002年12月18日にミサイル防衛の初期配備の決定をブッシュ大統領が行うと、³ 約一年後の2003年12月19日に2006年度末から始まる初期配備に関する「弾道ミサイル防衛システムの整

備等について」を小泉内閣が閣議決定を行った。⁴

ノドン・ミサイルやテポドン1号ミサイルなど北朝鮮の弾道ミサイルの対処方法として日本政府は以前からミサイル防衛システムの導入に向け準備を進めていたとはいえ、2005年2月10日に北朝鮮に行った核保有宣言は強い衝撃を与えた。⁵

こうした中で、防衛システムの導入のための法整備が喫緊の課題として浮上した。弾道ミサイル防衛の配備を進める上で既存の法制では不備があるとの認識があったからに他ならない。このことは、主として弾道ミサイルの特性による。北朝鮮の弾道ミサイルは我が国の領土に10分以内に着

弾することを踏まえると、ミサイルへの対応時間として残された猶予は10分にも満たないことになる。これだけ短時間の間に的確な対応をとることは当然、困難を伴う。

弾道ミサイルを迎撃すべく迎撃ミサイルを発射することは、いわゆる防衛出動に該当すると考えられるが、これまでの法制では安全保障会議、閣議、国会による一連の承認が必要とされた。しかし、一秒を争う状況の下で一連の承認を得ていたのではすでに手遅れとなることは否められない。弾道ミサイルに現実的に対処するために自衛隊法の関連箇所についての改正が喫緊の課題であると認識されたのは、こうした経緯を踏まえてのことである。北朝鮮の核保有宣言から5日後の2月15日に、ミサイル防衛システムの導入に向けて法制を整備する改正自衛隊法案が閣議決定された。⁶

その後、弾道ミサイルをミサイル防衛システムによって迎撃する手続きを盛り込んだ改正自衛隊法案が2005年6月14日の衆院本会議で決議されたのに続き、7月22日に改正自衛隊法が参院本会議で成立する運びとなった。⁷ これをもって、2007年春から始まる防衛システムの法整備が完了した。

その後、日本を震撼させたのが2006年7月5日の北朝鮮による一連のミサイル発射実験であった。⁸ そのうち、1基はテポドン2号ミサイル、3基はノドン・ミサイル、3基はスカッド・ミサイルと目されたが、いずれも日本海に着弾した。このミサイル発射実験によって日本のミサイル防衛システムの導入が喫緊の課題となった。その後、同ミサイルの実験は2009年4月5日に行われた。⁹

他方、ミサイル防衛システムが実際に飛来する弾道ミサイルを迎撃できるであろうかという根本的な疑問が解消されていない。実際にミサイルをどの程度迎撃できるのかという迎撃能力を初めとしてミサイル防衛が内包する問題には重大なものがあるにもかかわらず、日本で十分に議論されてきたとは言えない。こうした理解に立ち、『山梨国際研究』の場をお借りして数回にわたりミサイル防衛の抱える諸問題を考察することにしたい。

¹⁰ 本稿は、「ミサイル防衛についての一考察（2）」として、日本が進めているミサイル防衛システムの迎撃能力の有効性を中心に検討したいと考える。

1. 初期配備の概要

日本が導入を進めているミサイル防衛の初期配備はミッドコース段階でのSMD（イージス艦搭載迎撃ミサイル）とターミナル段階でのPAC-3（ペイトリオット改善3型）の組み合わせからなる二層防衛システムである。¹¹ すなわち、SMDがミッドコース段階を飛行中の攻撃ミサイルの迎撃を担当し、この防衛網を突破したミサイルをターミナル段階でPAC-3が迎撃することが想定されている。

2006年度末に始まった初期配備は2012年度までの6年間に完了する予定であり、その間、迎撃用イージス艦が4隻、PAC-3が16個（FU4）配備される。また地上レーダーのFPS-XXが4基、FPS-3改が7基配備されることになる。ところで、センサーの性能向上のために、FPS-XX8という高性能レーダーが開発されている。また指揮統制・通信システムの性能向上のために、自動警戒管制システムも開発されている。¹² 2006年度予算においてミサイル防衛関連経費として計上された総額は約1399億円に及ぶ。¹³

さて2006年7月5日の北朝鮮による一連のミサイル発射実験はわが国のミサイル防衛システムの配備予定を前倒しすることにつながった。発射実験を受け、7月7日にPAC-3の配備を早めるとの政府決定が行われたことで、当初2008年3月末に予定していた3基のPAC-3の展開は2007年に前倒しされた。¹⁴

2. ミサイル防衛システムの迎撃能力の有効性の検討

2007年春からミサイル防衛システムの導入が始まったが、実際の有事において当該システムが想定通りに働くかどうかという本質的な問題を検討する必要がある。

テポドン1号ミサイルやノドン・ミサイルなど

短・中距離弾道ミサイルの迎撃を対象とするミサイル防衛が直面している技術的なハードルは、長距離核ミサイルの迎撃を目指すミサイル防衛が直面したハードルに比べて格段の差があることは事実である。冷戦が終わり二十年以上経つが、長距離核ミサイルに対処するうえでミサイル防衛の直面する技術的なハードルは依然として高く、ミサイルを迎撃できるという展望は未だに開けていない。このことは、飛行中のミサイルから開放された複数の弾頭が別々の目標を目掛けて飛行するという複数目標個別誘導弾頭（MIRV）に対する迎撃のめどが立っていないことによる。¹⁵ 現在、米ロ両国ともに数千発の弾頭を搭載する MIRV 装備の長距離ミサイルを保有している。加えて、そうしたミサイルの弾頭部分に多数のオトリ弾頭や金属片などを搭載することが可能である。これに対し、短時間の内に本物の弾頭とそうでないものを一々識別することは事実上、不可能であり、そのためにミサイル防衛の有効性に深刻な疑義が持たれてきた。ただし、現在の米ロ関係は冷戦時代にみられた敵対的な米ソ関係と異なることから、ロシアが長距離核ミサイルを米本土に向けて発射することの可能性について米国がそれほど神経質になっていない。

これに対し、短・中距離弾道ミサイルに対処するうえでミサイル防衛が直面している技術的なハードルは相対的に低いと言える。冷戦時代には、SS-20 ミサイル（ソ連配備）やパーシング 2（Pershing II）ミサイル（米国配備）に代表される MIRV 装備の中距離ミサイルも配備された。しかもこれらの中距離ミサイルは相手側からその所在が探知されにくい移動式発射台に搭載される移動式配置様式であったことに加え、命中精度が極めて高いこと、さらにわずか数分で目標に着弾可能という特性を備えていた。1980 年代の初めに米ソ関係、東西関係が著しく緊張した一因はこれらのミサイルの配備問題があったといっても過言ではない。しかし 80 年代半ば頃から米ソ間の緊張緩和が進展する中で、87 年 12 月に INF（中距離核）全廃条約が調印され、そうした中距離ミサイルの全廃が決まった。¹⁶ これに対し、今日の短・

中距離ミサイルは単弾頭搭載型であり、数的にもそれほど多くないことから、長距離ミサイルの迎撃に比べれば難易度は多少なりとも低いことは確かである。とはいえ、ミサイル防衛が実際に困難を極めることに変わりはないことについて検証したいと考える。

3. ミサイル防衛の利点への疑問

その前に、ミサイル防衛の利点とされるものと、それに纏わる疑問点について言及してみたい。その利点についてはしばしば言及されるところであるが、¹⁷ 以下に触れるとおりに、多少ならずとも非現実的ともいえる仮説に基づいていることに気づかざるをえない。

第一の利点とされるものは、米国の拡大抑止を誤解した、「ならず者国家」の危険性を排除するというものである。これによれば、我が国に「ならず者国家」が核ミサイル攻撃を行うような非常事態を想定し、同国家へ米国は確実に報復を敢行するというのが日米安保条約の骨子であり、これは拡大抑止として理解されている。そしてこうした拡大抑止の下で、「ならず者国家」がわが国への核攻撃後に壊滅的な報復に曝されることが確実な以上、わが国への攻撃を実行できなくなる、つまり抑止されることになる。とはいえ、「ならず者国家」が米国の意思と意図を誤解することで、ミサイルをわが国へ向け発射するという不測の事態が考えられないわけではない。その際、ミサイル防衛はこうした危険を取り除くとされるというのが第一の利点とされる。¹⁸ 確かに、実際の戦闘下で非常に高い迎撃能力を誇るミサイル防衛システムが実在するのであれば、そうした危険は首尾よく取り除かれるであろうが、迎撃能力に少なからず疑義の残るシステムであれば、危険を取り除く手段には必ずしもなりえない。ミサイルを発射した「ならず者国家」が米国の報復攻撃によって壊滅的な打撃を受けるかもしれないが、迎撃能力の怪しいシステムでは、その前にわが国に大被害が及ぶ危険性が高いことを意味するからである。

第二の利点は、弾道ミサイルが脅しの道具として使用される危険をミサイル防衛が阻止できると

いうものである。ミサイル発射をちらつかせ「ならず者国家」がわが国を威嚇しようとしても、ミサイル防衛システムがあれば、そうした威嚇は通用しないと主張されてきた。¹⁹しかし、このことについてもシステムの迎撃能力が厳しく問われる必要がある。迎撃能力に深刻な疑問符がつく防衛システムであるとすれば、やはり脅しの道具となりかねない。というのは、「ならず者国家」が防衛システムの迎撃能力を見くびることがあれば、その結果としてわが国が威嚇を受けることになりはしないからである。

第三は、ミサイル防衛が在日米軍基地をミサイル攻撃から防護するという利点である。²⁰横須賀や厚木などにある在日米軍基地を防衛するにも、後述するとおり、実戦環境下での防衛システムの迎撃能力が厳しく問われることになる。²¹

第四は、ミサイル防衛が事故や偶発的な発射による弾道ミサイルを迎撃できるということに関する。²²多数飛来するミサイルの迎撃はほとんど不可能であるとしても、事故や偶発的な発射による単発の弾頭が飛来するという事態に対し、わが国の二層防衛システムで対応可能とみることもできよう。ただし、ブッシュ政権の行った実験結果を見る限り、単発の弾頭の迎撃さえも必ずしも確実ではないことが指摘される必要がある。²³

第五は、ミサイル防衛システムが通常弾頭搭載の弾道ミサイルを迎撃するということに関する。²⁴ミサイルに搭載される弾頭が核爆弾であれ通常爆弾であれ、ミサイル防衛が直面する難易度に大した相違がないことを踏まえると、通常弾頭搭載ミサイルに対する迎撃が可能になるという保証はない。

加えて、巡航ミサイルへの対応としてミサイル防衛の利点が言及されている。²⁵しかし、地表の凹凸に沿って超低空を飛行する巡航ミサイルはレーダーによって捕捉されにくい。したがって、そうした巡航ミサイルに対するミサイル防衛にはさらなる困難が伴うことが予想される。

要するに、ミサイル防衛がこれらの利点とされるものを備えているとしても、そうした利点はミサイル防衛システムがほぼ100%に近い迎撃能力

に裏打ちされて始めて利点であると言うべきである。そうでないのであれば、これらの利点とされるものはむしろ希望的観測に過ぎないと言わざるをえない。

実際に導入されているシステムがその迎撃能力だけでなく数量的にも極めて限られたものであることを踏まえると、利点とされるものの中で妥当しうると考えられるのは事故や偶発的な発射への対応に限られるであろう。しかも、そうした場合でも迎撃が確実に行われるといった保証はない。問われるべきは、後述のとおり、実際の戦闘に準じた環境の下での迎撃能力に収斂されると言える。この点について、以下において検討したい。

4. ブッシュ政権のミサイル迎撃実験結果

ミサイル防衛の初期配備の予定表を睨みながら、ブッシュ政権は迎撃実験を頻繁に行った。実験の成功を受け配備に移りたいブッシュ政権とすれば、迎撃実験の成功はなによりも重要であったと言える。実際に迎撃実験に成功を収めたとの判断の下で、政権は2002年12月に初期配備を決定したし、²⁶また2003年12月に小泉内閣が行ったミサイル防衛導入の決定も以上の決定を受けてのことである。²⁷したがって、ブッシュ政権の行った迎撃実験についての検討は極めて重要と言える。

ところが、実際の結果はそれほど果敢しいものではない。確かに、米政府から公表された迎撃実験の結果だけをとってみれば、迎撃率は高いと言えなくもない。地上配備迎撃ミサイル（GMD）は8回の迎撃実験中、5回の成功を収めている。²⁸SMDについては5回の実験中、4回迎撃に成功している。²⁹PAC-3に至っては10回の実験中9回も迎撃に成功しているとおり、最も高い迎撃率を誇る。³⁰とはいえ、これらの迎撃実験は後述のとおり、多少なりとも非現実的な条件の下で行われていることに留意する必要がある。³¹GMDに関して、目標となった弾道ミサイルと迎撃ミサイルは同じ飛行コースを飛行している。しかも目標ミサイルの速度が実際に想定される速度よりも遅かったことが指摘されている。さらに目標についての

多くの情報が事前に迎撃側に伝えられている。次に、SMDについても、目標の弾頭が実際に想定される弾頭よりも大きく、かつ弾頭の速度が遅かったとの指摘がある。高い迎撃率を誇るとされる PAC-3 にしても、相手側による一斉攻撃については疑問が残ると言われる。³²

したがって、この種の迎撃実験で成功を収めたことで、ミサイル防衛システムの技術的上の実現可能性が立証されたとは必ずしも言えない。というのは、防衛システムの能力が実際に試される戦闘とは、こうした迎撃実験のような生易しい環境ではなく、以下に触れるとおり極めて厳しい敵対的な環境だからである。したがって、実験段階でほとんど100%近い迎撃能力が確保されるのが最低限の条件であるのであり、実験段階で失敗を繰り返しているようでは、まさしく前途多難と言うべきである。この点に関連して、湾岸戦争での一躍脚光を集めたペイトリオット改善2型 (PAC-2) の迎撃能力について触れてみたい。

5. 湾岸戦争での PAC-2 の教訓

1991年春の湾岸戦争時にイラクの発射したスカッド・ミサイルを迎撃すべく発射された PAC-2 について、当時、100%近い迎撃率であったと米国防総省が大々的に吹聴したが、実際の迎撃率は9%程度であったことが後に明らかにされている。³³ これは、ミサイル防衛システムの迎撃能力を検討する際に参考になる事例である。PAC-2 とは極めて高い迎撃率を誇るとされた迎撃ミサイルであるが、9%という迎撃率は事前の想定が的外れであったことを物語っている。加えて、当時、当局から事実関係を無視したような誇張された宣伝がなされたという事実を冷静に受け止める必要がある。100%近いと思われた迎撃率が実際には十分の一以下の9%であったというよりも、10倍近く誇大評価した迎撃率を吹聴してきたとも言えなくもない。もちろん、わが国が導入している PAC-3 は、その後改善が施されたものであるとはいえ、その迎撃率には十分に慎重にならざるをえない。湾岸戦争での事例はいかに実戦の環境下でミサイル防衛が至難の業であるかを物語る貴重な

経験である。

ところで、既述のとおり、2007年春に始まったわが国の防衛システムはミッドコース段階とターミナル段階で迎撃を行う二層防衛システムである。³⁴ 第一の防衛網である SMD は大気圏外を飛行する弾道ミサイルをミッドコース段階で迎撃する。この防衛網を突破したミサイルを地上配備の PAC-3 が第二の防衛網として着弾直前のターミナル段階で迎撃することになる。

ここで、北朝鮮によるノドン・ミサイル攻撃に対し、わが国が導入しているシステムが実際に機能しうるかどうかについて、以下において考察してみよう。

6. 同数対同数の状況

まず、飛来するノドン・ミサイルの基数に対し同数の SMD/PAC-3 システムをもって対処するという状況での迎撃を検証してみたい。

ここで、SMD についての上記の実験結果 (5回の迎撃実験中、4回成功) を踏まえ、ノドン・ミサイルを迎撃する SMD の迎撃率は80%であると仮定してみよう。言い換えれば、ノドンが第一防衛網を突破する確率は20%となる。続いて、第一防衛網を突破したノドンを迎撃する第二防衛網である PAC-3 の迎撃率について、実験結果 (10回中、9回成功) を参考とし、90%と仮定してみよう。これを言い換えると、ノドンが第二防衛網を突破する確率は10%となる。

ということは、ノドンの基数と SMD/PAC-3 システムの基数が仮に同数であれば、ノドンがわが国の防衛網を突破する確率は、第一防衛網を突破した確率である20%に第二防衛網の突破した確率である10%を掛け合わせた数字である2%となる。言い換えると、98%という迎撃率が導かれる。これだけをみると、この防衛システムが極めて優秀であると映るが、残念ながらこれには多くの落とし穴がある。

まず98%という迎撃率は既述のとおり、実際の戦闘ではありえないような迎撃実験での架空の数字を掛け合わせたものであり、実際の迎撃能力を示したものではない。言葉を換えると、高い確

率を達成するように予め設定された実験で成功を収めたとしても、実際の戦闘においてそうしたシステムに全幅の信頼はとて置くことはできない。しかも上記のとおり、そうした実験でも再三、失敗していることが報告されているところをみると、³⁵ 実際の迎撃能力については全く持って不明であると言わざるをえない。

ミサイル防衛システムの迎撃能力を検証するためには、実際の戦闘と極めて類似した状況の下で迎撃実験が試行される必要がある。そうした実験とは、攻撃ミサイルの発射地点、発射時刻、飛翔コースなどの情報が事前に明らかにされていないことに加え、実際の弾頭と同様の特性を持つものが使用される必要があろう。

もし同数対同数の状況での迎撃に疑問が残るようでは、多数のミサイルが飛来すると想定される実際の戦闘での迎撃には以下において論及するとおり、さらなる疑問が提起されることになる。

7. ノドン・ミサイルによる全面的攻撃の場合

北朝鮮は我が国を射程に捉えたノドン・ミサイルを約 200 基も保有するとみられているが、ここで、数十基に及ぶノドンを一斉に発射したとの想定の下で、SMD/PAC-3 システムが的確に対応できるかについて検討してみたい。これが実際の防衛システムの性能を推し量る上で相応しい状況に近いと言えよう。

SMD と PAC-3 の各迎撃率がそれぞれ 80% と 90% という仮定の下で、SMD/PAC-3 システムの迎撃率について 98% という高い迎撃率が導き出されたことは既述のとおりである。しかし、数十基のノドン発射は SMD/PAC-3 システムにとって真に厳しい状況を生み出すことは容易に理解できる。というのは、SMD/PAC-3 システムの初期配備の組み合わせ総数が 10 基程度であると想定すれば、かりに上記の迎撃率が適用できるとしても、同システムをもって対処可能な攻撃ミサイル数は 10 基程度とみる必要があるからである。SMD/PAC-3 システムが表向きは同数対同数の状況下で高い迎撃能力を誇るシステムであるとしても、全面的な攻撃に対し数的に対応困難となることを示

している。³⁶

加えて防衛側を悩ますのは、攻撃側が防衛システムによる迎撃を欺くべく、例えば、防衛網の潜り抜けを目論む措置や、はたまた迎撃システム自体の破壊を狙う措置など、いわゆる対抗措置 (countermeasures) を講ずる可能性も考慮に入れる必要がある。³⁷

既述のとおり、本物弾頭を装ったオトリ弾頭をミサイル上部に装着すれば、それが本物であるのか、あるいはオトリであるのか識別することは容易ではないため、迎撃システムはいとも簡単に欺かれかねない。そうした状況の下で、核弾頭を数基のノドン・ミサイルに搭載し、その他の多数のミサイルにオトリ弾頭を搭載することが想定できよう。³⁸ そうした場合、先頭を切って飛来するオトリ弾頭搭載ミサイルに対しミサイル防衛システムは否応なく対応せざるをえなくなる結果、オトリ弾頭の迎撃に大部分の迎撃ミサイルを使い果たすという状況が予想されることが懸念される。その段階で、ミサイル防衛側は打ち止めとなるわけであり、それを待って相手側が残った数のミサイルを打ち込む、その中には本物の核弾頭が搭載されているという状況も予想せざるをえない。

また地表の凹凸に沿って超低空を飛行するゆえにレーダー探知が難しいとされる巡航ミサイルを使い相手側が攻撃に打って出るとすれば、防衛システムによる防衛網は簡単に潜り抜けられてしまいかねない。

さらに弾道ミサイルの探知と迎撃を担うべく日本海上に展開するイージス艦自体が相手側の巡航ミサイルなどによる攻撃にさらされかねないことも危惧される。もしもイージス艦が損傷を負うようなことになれば、防衛システム全体の総体的な能力は著しく低下せざるをえない。

このように、攻撃側が講ずると予想される対抗措置によって防衛システムが容易く欺かれたり、潜り抜けられることに加え、またシステム自体が攻撃を受けかねないといった事態に的確に対応した上で、飛来するミサイルを確実に迎撃することが要求される。³⁹ 攻撃側と防衛側の間では明らかに攻撃側に分があり、防衛側の負荷は比較になら

ないほど大きいことが理解できよう。このことは、ミサイル防衛が本来的に背負っている課題である。

8. 現実的評価の必要性

100基にも及ぶノドン・ミサイルが一斉に発射されるという状況は極論かもしれないが、数十基に及ぶミサイル攻撃を想定する必要がある。したがって、SMD/PAC-3システムの初期配備が行われれば、それで事が足りるという状況ではないことが理解できよう。初期配備をもって有効となりうるのは、誤射や偶発的な発射に対する迎撃に限られると言わざるをえないし、迎撃ミサイル実験に再々失敗していることに照らしあわせると、これさえも怪しくなりかねない。ミサイル防衛について利点とされた仮説のほとんどが疑問とならざるをえないと既述したのは、こうした厳しい現実を踏まえてのことである。

これに関連して、以上の評価を度外視したような幻想とも言える安心感が防衛側に生まれやすいことも懸念される。防衛システムの実際の迎撃能力が100%に近いのであれば別であるが、迎撃能力がはなはだ怪しいにもかかわらず、防衛システムの配備をもって攻撃ミサイルの脅威に対し対処可能という安心感が国民の間で生まれたとしたならば、これは憂慮されることである。そうした安心感を追い風として国民世論に押される形で、政策決定者が強硬路線を踏襲することになれば、危機はむしろ高まりかねない。不完全かつ限定的なシステムには、こうした側面があることも留意する必要がある。

この点について、実際の迎撃能力についての不透明さと曖昧さを予め勘案して、防衛システムが不完全なものであるとしても、同システムの配備を前にして攻撃側はミサイルが迎撃されかねないという可能性を懸念するがゆえに、ミサイル攻撃を控えざるをえない、すなわち、ミサイル防衛を通じ抑止は強化されるといった類の議論は冷戦時代から繰り返行われてきた。⁴⁰

確かに高い迎撃能力を備えた防衛システムの大規模配備が完了したのであれば、この種の議論は

それなりに妥当性を持つであろう。とはいえ、わが国のSMD/PAC-3システムの迎撃能力上の性能面および数的な制約を前にして、相手側が攻撃を思いとどまるという保証はないわけであり、そうした見方は残念ながら希望的観測に近いと言わざるをえない。

9. 起こりうる事態—熾烈な軍拡競争

他方、初期配備では多数のノドン・ミサイルによる攻撃への対応が覚束なくとも、防衛システムを漸次拡充すれば、それに応じ状況は改善されることが想定できよう。したがって、増強が予想される北朝鮮の攻撃戦力の水準に対し十分な迎撃力を確保しようとするれば、初期配備に続き防衛網を漸次拡充することが求められよう。ところが、防衛戦力の漸次増強努力を行えば、これに対し相手側がただ傍観するわけではないことも考慮に入れる必要がある。将来、わが国が性能面でも数量面でも充実したミサイル防衛システムの配備へと向かうのであれば、防衛網を突破せんがため北朝鮮はさらに攻撃戦力の拡充を目論むことが想定されよう。そうしたわが国の防衛努力に対し北朝鮮が目論むと考えられるのは、別段、核爆弾を量産するだけでなく、既述のとおり防衛システムによる迎撃を困難にすべく様々な対抗手段を講ずることが予想される。そうした対抗措置の一つ一つに首尾よく対応するというのは至難の技であろう。いずれにしても、初期配備に続くわが国の防衛努力に対抗すべく、相手が様々な対抗措置を含めた攻撃戦力の増強を目論むならば、北朝鮮の攻撃戦力とわが国の防衛戦力の間で熾烈な軍拡が予想される。加えて、近年、核軍拡に猛進する中国もわが国のミサイル防衛システムの導入に刺激を受ける形で、攻撃戦力を増大させるという可能性がある。⁴¹ もちろん、我が国とすれば、北朝鮮の小規模の核戦力だけでなく中国の大規模の核戦力への対応としてミサイル防衛配備が位置づけようが、それがまた中国の攻撃戦力の拡充を促進させかねないという側面も合わせ持つ。⁴²

10. ミサイル防衛システムへの説明責任の問題

それでは何故、ミサイル防衛システムの導入を図らなければならないのかという原点に戻らざるをえない。北朝鮮がブッシュ政権が行った定義どおりの「ならず者国家」であり、⁴³わが国が北朝鮮の弾道ミサイルから深刻な脅威を突きつけられていることは事実である以上、そうした脅威に対しわが国の領土を無防備にすべきではないということはもっともな議論である。ミサイル防衛システムの迎撃能力と有効性がしばしば過大評価されるという側面があるとはいえ、今後増大するであろう脅威を踏まえたとき、ミサイル防衛が重要な対抗策であることには誤りはない。とはいえ、不十分なミサイル防衛は既述のとおり幾多の問題が伴うし、それがゆえに十分な配備を行おうとすれば、膨大な予算措置を伴うことを考慮する必要がある。ミサイル防衛システムの初期配備にあたり政府に求められるべきは的確かつ十分な説明責任であった。

この点について、小泉内閣が2003年12月15日に初期配備についての閣議決定を行った際に発表した「弾道ミサイル防衛システムの整備等について」をみても、「・・・最近の各種試験等を通じて、技術的な実現可能性が高いことが確認され・・・」といった曖昧な形で説明がなされているにとどまっている。⁴⁴ここで言及されている各種試験こそ、以上に観察したブッシュ政権が行った実験結果であることを踏まえると、迎撃能力に関する事実関係の説明について不十分であると言わざるをえない。今後、十分な説明責任が求められるところである。

結びにかえて - 「敵基地攻撃」の可否

漸次増大するであろうと予想される北朝鮮による弾道ミサイルの脅威に対処するうえで、不完全かつ限定的なミサイル防衛に全幅の信頼を置くというのには無理があることは既述のとおりである。これを実際に克服する手立てがないわけではない。相手側がミサイル攻撃を行う前に相手側のミサイル基地や核関連施設に対し予防攻撃、いわゆる「敵基地攻撃」を断行することがそれである。

しかもそうした「敵基地攻撃」は憲法上も可能であるとする見解が政府答弁として繰り返し示されてきた。⁴⁵

確かにわが国のミサイル防衛システムの迎撃能力が極めて限定的なシステムであることを踏まえると、有事の際、政策決定者は相手のミサイル基地や核関連施設に対し予防的に攻撃に打って出る必要を感じないわけではない。というのは、不完全なミサイル防衛システムをより効果的に運用しようとするならば、まず相手の攻撃ミサイルの大部分をそうした攻撃によって削ぎ落とす必要があると感じるからである。言葉を換えれば、「敵基地攻撃」を通じ北朝鮮の攻撃ミサイル基地に対し甚大な被害を与え、破壊を免れた少数のミサイルがわが国に向けて発射された際にそれらを迎撃する手段としてわが国のミサイル防衛が現実味を持つ。またそうした展望の下で、ミサイル攻撃の失敗を案じた北朝鮮当局が攻撃に打って出ることを控えるとの推測に立ち、抑止の強化につながるとする論議がしばしば行われてきた。⁴⁶

近年では2006年7月5日に北朝鮮がミサイル発射実験を立て続けに行ったことを受け、「敵基地攻撃」が政府内で改めて論じられた。7月9日に、「敵基地攻撃能力」の保持を検討する必要があるとの意思を額賀防衛長官が表明すると、⁴⁷これに対し、日本政府関係者が「先制攻撃」論議をぶち上げたことと直ちに盧武鉉・韓国大統領が過敏に反発した。⁴⁸盧武鉉発言の背景には、北朝鮮への「敵基地攻撃」が功を奏する如何にかかわらず、その煽りを受ける形で朝鮮半島での大規模の武力衝突を触発する危険性が極めて高いと盧武鉉は認識していたからである。しかし、盧武鉉発言は日本政府から反発を招いた。その一つは、12日の安倍官房長官の発言であった。安倍曰く、「敵基地攻撃」は厳格な前提条件の下で実施されるものであり、盧武鉉が勝手に言っている「先制攻撃」批判は全く的を外れである。⁴⁹他方、自民党内からも「敵基地攻撃能力」への批判があった。山崎拓・前副総裁は同日、「敵基地攻撃能力」保持論はわが国の専守防衛に反すると共に憲法違反である反論した。⁵⁰「敵基地攻撃」の可否について、自民党内

でも賛否両論で分裂していることはこの選択肢の持つ意味を踏まえれば理解できる。この時期と前後して、危機の收拾には平和的努力が重要であるとして、「敵基地攻撃」の実施を考えるべきではないと、ブッシュ政権のラムズフェルド国防長官と並んで最強硬派のチェイニー副大統領が力説している。⁵¹ こうした見解の中にもみられるとおり、「敵基地攻撃」は相手側を著しく挑発し、その結果相手側による先制攻撃を誘発させかねないという深刻な問題を内在させる選択肢である。⁵²

注

- 1) テポドン1号ミサイル発射実験について、“North Korean Missile Test Worries U.S., Japan,” *CNN*, (August 31, 1998.); and “N. Korea Fires Missile into Sea of Japan,” *CNN*, (August 31, 1998.)
- 2) 日米技術協力に関する閣議決定について、『平成一七年度 日本の防衛（国防白書）』（防衛庁・2005年）147頁。
- 3) ミサイル防衛システムの配備決定について、“Bush Rolls out Missile Defense System,” *CNN.com* (Dec. 18, 2002.)
- 4) この点について、『(平成17年度版)日本の防衛』（防衛庁・2005年）148頁。『(平成18年度版)日本の防衛』（防衛省・2006年）124-125頁。
- 5) 北朝鮮当局による核兵器保有宣言を伝える『朝鮮中央通信』報道について、“DPRK FM on Its Stand to Suspend Its Participation in Six-party Talks for Indefinite Period,” *KCNA*, (February 10, 2005.)
- 6) 改正自衛隊法案についての閣議決定について、「ミサイル防衛／文民統制に抜かりないか」『神戸新聞』（2005年2月16日）。
- 7) 改正自衛隊法の成立について、「＜ミサイル防衛＞改正自衛隊法が成立」『毎日新聞』（2005年7月22日）、「M法」が成立」『産経新聞』（2005年7月22日）。
- 8) 2006年7月4日のミサイル発射実験について、“U.S. Officials: North Korea Tests Long-range Missile,” *CNN*, (July 5, 2006.); and “N. Korea Fires Long-Range Missile, Others,” *AP*, (July 4, 2006.) 他方、『朝鮮中央通信』報道について、“DPRK Foreign Ministry Spokesman on Its Missile Launches,” *KCNA*, (July 6, 2006.)
- 9) 同ミサイル実験について、“North Koreans Launch Rocket over the Pacific,” *New York Times*, (April 5, 2009.); “North Korea Launches Rocket,” *Los Angeles Times*, (April 5, 2009.); and “ACA Experts Condemn DPRK Rocket Launch: Urge U.S. and Allied Leaders

- to Maintain Focus on Denuclearization Goals,” *Arms Control Association*, (April 5, 2009.) 『朝鮮中央通信』報道について、“KCNA on DPRK’s Successful Launch of Satellite Kwangmyongsong-2,” *KCNA*, (April 5, 2009.)
- 10) 前年度の記載について、「ミサイル防衛についての一考察（1）ブッシュ政権とミサイル防衛構想」『山梨国際研究』山梨県立大学国際政策学部紀要 No.7 (2012) 100～108頁参照。
 - 11) 前掲書『(平成17年度版)日本の防衛』148頁。前掲書『(平成18年度版)日本の防衛』125頁。
 - 12) 初期配備の概要について、前掲書『(平成17年度版)日本の防衛』149頁。前掲書『(平成18年度版)日本の防衛』126頁。
 - 13) 計上予算について、前掲書『(平成18年度版)日本の防衛』126頁。
 - 14) この点について、「ミサイル防衛PAC3、配備前倒し…来年中に4基体制」『読売新聞』（2006年7月8日）。
 - 15) MIRVについて、斎藤直樹『戦略兵器削減交渉—冷戦の終結と新たな戦略関係の構築』（慶応通信・1994年）12頁参照。
 - 16) INF(中距離核)全廃条約について、“Intermediate-Range Nuclear Forces [INF],” *Federation of American Scientists*.
 - 17) 例えば、以下の報告書はミサイル防衛の利点とされる点を論じている。『東アジア戦略概観2004』（防衛研究所・年次報告書・2004年）225-226頁。
 - 18) 同上、225頁。
 - 19) 同上、225頁。
 - 20) 同上、225-226頁。
 - 21) 加えて、集団的自衛権の現行解釈にしたがえば、わが国は集団的自衛権を持ちえるが、行使できないこととされている。在日米軍基地は当然わが国の領域にあることを踏まえ、わが国のミサイル防衛システムによって在日米軍基地を防衛することは、わが国の防衛にあたりと解釈できようが、行使を禁じられた集団的自衛権の行使にあたりとの批判も考えられ、現政府解釈では困難であるとの指摘もあろう。
 - 22) 前掲書『東アジア戦略概観2004』226頁。
 - 23) この点について、“U.S. Missile Defense Programs at a Glance,” *Arms Control Today*, (August 2004.)
 - 24) 前掲書『東アジア戦略概観2004』226頁。
 - 25) 同上、226頁。
 - 26) 初期配備の決定について、*op. cit.*, “Bush Rolls out Missile Defense System.” またこの点について、『平成17年度版日本の防衛』は次のように説明している。「この間、米国において、地上配備型の地対空誘導弾ペトリオット・システム（PAC-3:Patriot Advanced Capability-3：ペトリオット能力改善3型）4（ペトリオット・システム）は、迎撃試験で多くの成功を収め、また、イージス艦5による海上配備型ミッドコース防

- 衛システムについても、実用化に向けての良好な結果が得られた。米国のBMD初期配備に関する決定（02（同14）年12月）は、このようなBMDの技術的実現可能性を裏付けるものであった。」前掲書『平成17年度版 日本の防衛』147-148頁。
- 27) 前掲書『平成17年度版 日本の防衛』148頁。
- 28) *op. cit.*, “U.S. Missile Defense Programs at a Glance.”
- 29) *Ibid.*
- 30) *Ibid.*
- 31) *Ibid.*
- 32) *Ibid.*
- 33) 湾岸戦争で使用されたPAC-2の迎撃能力に関する厳しい評価について、Derrick Z. Jackson, “Beware Military Hype on Technology,” *the Boston Globe*, (March 26, 2003); and Keay Davidson, “MIT Physicist Knocks Anti-missile System. Professor Keeps Blowing Whistle on Pentagon Pet,” *San Francisco Chronicle*, (Monday, March 3, 2003.)
- 34) この点について、前掲書『(平成17年度版) 日本の防衛』148頁。前掲書『(平成18年度版) 日本の防衛』124-127頁。
- 35) *op. cit.*, “U.S. Missile Defense Programs at a Glance.”
- 36) 上述のとおり、同数対同数の状況下において防衛システムが100%に近い迎撃率が求められるのに対し、実際には100%の迎撃率を期待できないのが現実である。かりにシステムが完璧に高い迎撃率を誇るとしても、相手側が第一陣として発射した複数のミサイルを打ち落とすためにわが国が貴重な迎撃ミサイルを使い果たしてしまいかねないことが推測される。
- 37) この点について、斎藤直樹『戦略防衛構想－ミサイル防衛論争を振り返って』（慶応通信・1992年）147－148頁。
- 38) 前掲書『平成17年度 日本の防衛』もこうした対抗手段への対策を講じなければならないとみている。前掲書『平成17年度 日本の防衛』150－151頁。
- 39) この点について、前掲書『戦略防衛構想』73頁。
- 40) この点について、冷戦時代に頻繁に行われた議論は、米ソ間の文脈においてソ連が先制核攻撃を仕掛けようと目論んだとしても、当時レーガン政権が推進した戦略防衛構想が企図した極めて高い迎撃能力を備えたミサイル防衛システムがいずれ配備されることになれば、ソ連側は攻撃ミサイルが迎撃される可能性を危惧し核攻撃を差し控えるという、抑止強化議論に力点があった。今日においても例えば、近隣の国家が日本に対して先制核攻撃を意図したとしても、日本のミサイル防衛システムが高い迎撃能力を実現すれば、相手国は核攻撃が成功する可能性が覚束なくなるとの認識の下で、核攻撃を控えることを前提としている。その意味で、今日の文脈においてもミサイル防衛は抑止強化議論を拠り所としている。ただし冷戦時代のミサイル防衛論議は、主として米ソ両超大国が保有する射程距離5500キロ・メートル以上の長距離核ミサイル（戦略核ミサイル）の迎撃を対象としていたのに対し、今日のミサイル防衛論議は主に短距離あるいは中距離核ミサイルの迎撃を対象としている。冷戦時代における抑止力強化議論について、前掲書『戦略防衛構想』123頁。
- 41) ただしこの点について、わが国のミサイル防衛には近年の中国の軍備増強への対抗という側面もあることは事実である。中国の軍事力の現状と展望について、前掲書『(平成18年度版) 日本の防衛』41-47頁。
- 42) こうした攻撃戦力と防衛戦力との熾烈な軍拡については冷戦時代にしばしば議論されてきた。この点について、前掲書『戦略防衛構想』145－146頁。
- 43) ブッシュ大統領が公刊した「米国国家安全保障戦略」について、George W. Bush, “The National Security Strategy of the United States of America,” The White House, The White House Office of the Press Secretary, (September 17, 2002.)
- 44) 初期配備を決定した閣議決定での政府説明は次のとおりである。「弾道ミサイル防衛（BMD）については、大量破壊兵器及び弾道ミサイルの拡散の進展を踏まえ、我が国として主体的取組が必要であるとの認識の下、「中期防衛力整備計画（平成13年度～平成17年度）」（平成12年12月15日安全保障会議及び閣議決定。以下「現中期防」という。）において、「技術的な実現可能性等について検討の上、必要な措置を講ずる」こととされているが、最近の各種試験等を通じて、技術的な実現可能性が高いことが確認され、我が国としてのBMDシステムの構築が現有のイージス・システム搭載護衛艦及び地対空誘導弾ペトリオットの能力向上並びにその統合的運用によって可能となった。このようなBMDシステムは、弾道ミサイル攻撃に対して我が国国民の生命・財産を守るための純粋に防御的、かつ、他に代替手段のない唯一の手段であり、専守防衛を旨とする我が国の防衛政策にふさわしいものであることから、政府として同システムを整備することとする。」「弾道ミサイル防衛システムの整備等について」（平成15年12月19日・安全保障会議決定・閣議決定）
- 45) 最も頻繁に引用される答弁は1956年2月29日の24回衆議院内閣委員会で鳩山一郎内閣の船田中・防衛庁長官が行った有名な答弁であり、「敵基地攻撃」についての原点とも言えるものである。船田によれば、「わが国に対して急迫不正の侵害が行われ、その侵害の手段としてわが国土に対し、誘導弾等による攻撃が行われた場合、座して自滅を待つべしというのが憲法の趣旨とするところだとふうには、どうしても考えられないと思うのです。そういう場合には、そのような攻撃を防ぐのに万やむを得ない必要最小限度の措置をとる

こと、たとえば誘導弾等による攻撃を防御するのに、他に手段がないと認められる限り、誘導弾等の基地をたたくことは、法的には自衛の範囲に含まれ、可能であるというべきものと思います。」「防衛庁長官・船田中、24回衆議院、内閣委員会」(1956年2月29日)。

その後、同じ趣旨の答弁は繰り返し行われている。例えば、2003年1月24日の衆議院・予算委員会において、石破・防衛庁長官は末松・民主党議員による質疑に対し同様の答弁を行っている。「防衛庁長官・石破茂、民主党・末松義規、衆議院、予算委員会」(2003年1月24日)。

また2003年5月20日、156回参議院、武力事態特別委員会において、小泉首相も同様の発言を行っている。「小泉純一郎首相、156回参議院、武力事態特別委員会」(2003年5月20日)。

- 46) 抑止を強化することにつながるとみる見解について、「提言・新しい日本の防衛政策—安全・安心な日本を目指して—」自民党・政務調査会・国防部会・防衛政策検討小委員会(2004年3月30日)。前掲書『東アジア戦略概観2004』228頁。
- 47) 防衛庁長官のコメントについて、「敵基地攻撃能力の保持、額賀防衛長官「議論すべきだ」」『読売新聞』(2006年7月10日)。「In Japan, Tough Talk About Preemptive Capability: China, Russia 'Deplore' N. Korean Missile Tests,」*Washington Post*, (July 11, 2006.)
- 48) 盧武鉉の懸念表明について、「敵基地攻撃能力の保有論、韓国大統領が日本に警戒感」『読売新聞』(2006年7月11日)。「South Korea Condemns Japan's Call for Attack on the North,」*New York Times*, (July 11, 2006.)
- 49) この点について、「敵基地攻撃論「先制攻撃ではない」、安倍氏が強調」『読売新聞』(2006年7月12日)。
- 50) この点について、「敵基地攻撃論は重大な憲法違反、山崎拓氏が批判」『読売新聞』(2006年7月12日)。
- 51) この点について、「Cheney Plays Down N. Korea Strike Calls,」*CNN*, (Jun 23, 2006.)
- 52) というのは、わが国領土を射程に捉えたノドンの大部分は移動式で配備されており、予防攻撃による残存性は高い。加えて、「敵基地攻撃」が強行されることがあれば、その報復として米国の同盟関係にある韓国領内に向け意を決した朝鮮人民軍の大機甲部隊が雪崩れ込むという事態を招来させることが予想される。これと前後して、軍事境界線の北側に展開する膨大な数に上る朝鮮人民軍の大砲の一斉砲撃が首都ソウルに向けて行われ、ものの5、6分でソウルが「火の海」と化すといった事態が予想される。これに対し、朝鮮人民軍の猛攻の前に韓国軍は緒戦に後退を余儀なくされるが、在韓米軍が来援し、米韓連合軍が猛反攻に打って出るならば、戦火が朝鮮半島全体を包み込む可能性が極めて高く、しかも時間の経過と共に主導権を握っ

た米韓連合軍が北朝鮮領内の北上にあわせ、膨大な数の難民が中国との国境へと押し寄せる事態も予想される。これらの点を踏まえると、敵基地攻撃が北朝鮮指導部への牽制となりえたとしても、はたして現実的な選択肢になりえるかとなると、極めて疑わしい。「敵基地攻撃」に内在する諸問題について、斎藤直樹「北朝鮮危機と「敵基地攻撃」についての一考察」慶應義塾大学日吉紀要『人文科学』23号(2008年)127-150頁参照。